令和８年３月
防　衛　省

航空学生たる自衛官の任用等に関する訓令の一部を改正する訓令

１　改正の趣旨

少子化などにより募集対象人口の減少が見込まれる中、海上自衛隊の航空学生の志願者及びその質を確保するため、航空学生たる自衛官の任用等に関する訓令（昭和37年防衛庁訓令第28号）について所要の改正を行うもの。

２　改正の概要

海上自衛隊の航空学生として採用する者の応募資格年齢の上限を航空自衛隊の航空学生と同じ24歳へ引き上げる。（第２条第１項関係）

３　施行期日

令和８年３月６日（予定）